

(意見書案第 11 号)

子育て支援の拡充を求める意見書

厚生労働省の調査では、保育所等を利用する児童数は233万人(平成27年4月1日時点)に達し、待機児童数は2万3千人を超え5年ぶりの増加となった。また、全国学童保育連絡協議会によると、学童保育(放課後児童クラブ)の全国の利用児童数は101万7千人超(平成27年5月1日時点)となり、過去最多を更新している。

「チルドレンファースト」の理念のもと、子ども・子育て、教育への投資を拡充し、働きながら子育てをする保護者の要望に応え、子どもたちの健やかな育ちの場が確保できるよう、政府は保育所、学童保育(放課後児童クラブ)の量の拡大や質の改善のために十分な財源確保を進め、地域の子育て支援の充実を進めるべきである。

また、虐待を受けるなど厳しい家庭環境下にあり、個別の保護を必要としている子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきであり、子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のためには、子ども一人一人の状態や年齢に応じた適切な支援を行うことのできる環境整備が必要である。

よって、国においては、子育て支援策の拡充のため、下記の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 待機児童の解消及び地域の子ども・子育て支援を拡充するため、十分な予算を確保し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を進めること。
- 2 新児童手当等の支給を通じて、子育てを直接支援するとともに、待機児童の解消、仕事と育児の両立支援の充実のため、保育所・認定こども園・学童保育(放課後児童クラブ)などを拡充すること。
- 3 質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて、保育所定員の増員、学童保育(放課後児童クラブ)などの整備、職員の処遇や配置基準の改善等を進めること。
- 4 夜間保育及び病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組むこと。
- 5 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策法に基づいた施策を行うこと。
- 6 虐待を受けた子どもたちの保護や、その後の親子の立ち直りの支援など、虐待防止のための施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(少子化対策・男女共同参画)

} 宛